

2009年度協約・協定改訂交渉の集約にあたって

本部は、9月28日、2009年度協約・協定改訂交渉を集約しました。

今年の協約・協定改訂交渉は、8月6日に開催した組織・業務担当者会議の議論に基づき、「意識しよう他労組組合員の思いを！共に考えようすべての仲間と未来の職場を！職場からの闘いによって要求を勝ち取ろう！」をスローガンに、職場からの切実な要求を102項目にまとめ、8月11日「申第9号」を提出し交渉を開始しました。申し入れでは、労使関係、労働条件、専任社員の雇用・労働条件、安全確立を柱に、不当解雇から2年を迎えた加藤誠二さんの解雇撤回を強く求めてきました。交渉は、8月20日に開催した第1回団体交渉から最終回答を受けた第6回団体交渉。そして再申し入れに対する第7回団体交渉と計7回に渡り交渉を積み上げてきました。

会社は、9月17日の第6回団体交渉で「制度の改正に関する事項」として7項目の回答を行ないました。回答内容は、来年の4月1日に実施される労働基準法の改正に伴う「割増賃金支給額の一部改訂」「半日単位の年休の使途制限廃止」の改善を行ったものの、「L4等級及びL5等級の正規等級化」という上だけに厚い改正を行う一方で、職場からの切実な要求には全く応えない極めて不誠実な回答でした。特に、休日出勤や年休未消化などの深刻な問題については何ら解決しませんでした。そのため「再申し入れ」を行い、団体交渉では拒否した年休取得日数、休日出勤数などの具体的なデータの開示、及び運輸系統の社員運用について改めて改善を求めてきました。

また、この間一貫して求めていた基本協約の締結に関して、会社は、①主任レポートの提出拒否や形骸化させるような運動をしていないことを明言すること。②主任レポート提出拒否や主任レポートを形骸化させることを少なくとも協約・協定締結中は行わないことを明言すること。③そのことを議事録確認で残すこと。この3項目を締結条件として改めて提示してきました。本部はこれに対し、3項目は労働組合活動に対する支配・介入であり、現在、主任レポート提出拒否の取り組みはしていないことを主張してきました。会社は「現在、主任レポートは提出されている」と認めつつも「過去にあった」を繰り返し、あくまでも3項目を締結条件とし基本協約の締結を拒否しました。

本部は9月28日、改めて「専任社員制度」「運輸系統の社員運用」「新しい人事賃金制度」、及び今回の制度改正についても妥結の意志を通告し基本協約の締結を迫りました。しかし会社は3項目が基本協約の締結条件であるとして締結を拒否しました。したがってこれ以上要求の進展がないと判断して、労使関係部分に関する『労働協約』の締結を労使で確認し、今次協約・協定改訂交渉を集約することとしました。

この間、要求の実現に向けて奮闘されてきた組合員の皆さんに敬意を表します。本部は今後とも諸要求を獲得するために奮闘する決意を表明し、2009年度協約・協定改訂交渉を集約します。

2009年9月28日
JR東海労働組合